

令和6年度2月定例委員会

○ 日時：令和7年2月28日(金) 9:00～(議事)

○ 場所：梶原町役場2階 議場(大会議室1)

出席：農業委員	中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員	久岡健一・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎
事務局	宮岡慎太郎・中平知砂
欠席	大川事務局長・川上厚志

事務局	皆さんおはようございます。 本日、大川事務局長と川上委員さんが欠席と言うご報告が有り、残りの方全員が出席となりましたので2月の定例会を始めさせていただきます。 中平会長、ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。
-----	--

中平会長	皆さんおはようございます。 本日は、気温も上がり久しぶりの雨になり、雪解けも加速されるのでは無いかと期待しているところです。 本日は足元の悪いところ、ご出席を頂きまして2月の定例会が開催できます事を厚くお礼申し上げます。 2月も今日で終了となりましたが、2月に入り節分寒波と言いましょうか、全国各地でも大雪をもたらした状況であり、ひと月の間に長期にわたり2度の寒波が到来することは今までに無かった状況で、雪下ろし等で多くの方がお亡くなりになりました。 また、普段は雪が少ない地域でも多くの積雪がありまして、八幡浜のミカンハウスでは倒壊されるといった状況です。 岩手県では大規模な山火事が発生し、民家にも火事が移った所もあり、全国各地で多大な被害が見られ一日でも早く復興が出来ることを願うところです。 本日の案件につきましては2件の議案とその他の件がございますが、ご審議賜りますようお願いをいたしまして開会とさせていただきます。 本日の議事録署名員につきましては、上田委員さんと谷川委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、第1号議案の1件目につきましては上田委員が関係されていますので農業委員会に関する法律、第31条の規定によりまして自己もしくは同居の親族、もしくは配偶者に関する事項については、その議事に参与する事が出来なくなっていますので、上田委員さんは退席をお願いいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局からの説
------	---

	明をお願いします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（1件目） 譲渡人： 譲受人： 対象地： ： ： ： 今回1件の申請がございます。 まず初めに2ページに一覧表をつけさせて頂いております。 4ページに記載していますが4筆になります。 5ページ以降につきましては計画を付けさせて頂いております。 ●●におかれましては、●●の所で耕作をしておられますので問題は無いと思われ ます。 6ページに書いていますが、所有権の移転後はカボチャや栗の栽培を予定して おります。 農業用機械も所有していますので農業経営は問題ないと考えます。 16ページ以降に住宅地図や航空写真を添付していますが●●の●●から●● に降りて行った集落です。 19ページが●●の家ですが、横にある土地が●●で対象となっています。 20ページ目は先ほどの家から道路を挟んだ所になります。 ●●ですが、移転後は栗やカボチャを栽培する予定です。 21ページの●●につきましては、現在農業用倉庫が建ってしましてそのまま3 条として許可になれば使用するとの事です。 22ページの●●ですが現在何も作っていませんが将来的には花などを植える 予定です。 現地確認につきましては、高橋推進委員さんをお願いしました。 何かご意見はございませんか。
高橋委員	ありません。
中平会長	只今、事務局よりご説明が有りました。 現地確認については高橋委員さんが確認して頂きましたが、特にご意見は無い ようですが、皆様方で何かご意見はございませんか。
高橋委員	今までは3条で取引となっていますので金額が明記されていましたが、今回は 金額が提示されていません。

事務局	●●が宅地も山林も農地もまとめて売買されたので、農地だけの金額を明記することができませんでした。 税務署に報告義務もありますので聞いてみたいと思います。 2件目の●●も金額が出ていませので、次回報告するという事でかまいませんか。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 無いようですので第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 続きまして第1号議案の2件目について事務局より説明をお願いします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（2件目） 譲渡人： 譲受人： 対象地： 地 目： 面 積： 所有権の移転申請書です。 先月1月の定例会で農地法第18条第6項の規定による貸借期間中に解約を行いましたので、その案件になります。 27ページには計画の方を書かせて頂きました。 現在も奥様と一緒に耕作していますので問題は無いと思います。 35ページ以降に住宅地図、航空写真等を添付させて頂いています。 場所につきましては、●●の近くで●●を栽培している東側にあります。 38ページに詳しい航空写真を添付させて頂いていますが、現在、半分はハウスで残りは露地と言う事で施設野菜と、露地野菜を●●が栽培されています。 現地確認につきましては高橋委員さんが確認して頂きました。 何かご意見はございませんか。
高橋委員	特にありません。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 今までも●●が耕作されていたので特に問題は無いと思います。 第1号議案の2件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 続きまして第2号議案 非農地証明願いにつきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案 非農地証明願

43 ページから申請が出ています。ご説明させていただきます。

申請者 :

申請地 :

:

:

:

:

:

:

:

:

30 年以上前より宅地となる。

30 年以上前より耕作放棄し現在
に至る。

40 年以上前より道路の一部となる

非農地になった時期及び事由ですが 45 ページに記載しております。

59 ページ目の●●ですが、先ほどの家の前で、現在コンクリート舗装がされて
いて車を駐車するスペースになっています。

こちらの事由としましては、昭和 58 年頃からコンクリート舗装をして駐車場
として使っていたそうです。

67 ページを先に説明させていただきます。

●●ですが、昭和 58 年頃、町道が抜けましてその時、道の法面となり、耕作が
出来なくなりました。

60 ページの説明をさせていただきます。

●●は現在山林化しています。

続きまして 58 ページの●●ですが電波塔の南側になりますがこちらも山林化
しています。

続きまして●●は 62 ページの写真を見て分かるように山林化しています。

63 ページは●●ですが、写真では分かりにくいですが植林の後、切った後があ
るという事で山林化しています。

●●は山林化しています。

69 ページ目の●●ですが斜面になっており雑木が生えている状況で耕作は無
理と思われます。

続きまして●●ですが、ここも植林で木が育っている状況です。

以上 9 筆ですが、●●、●●、●●、●●、●●、●●、●●につきましては
平成 7 年頃より植林をして山林化となり、20 年以上経過し耕作出来ない状況で
す。

	） つきましては、昭和58年ごろから道の一部、宅地の一部として使用されたという事で非農地証明として特に問題は無いと思います。 58ページに調査書を付けさせて頂いています。 今回の調査結果につきましては、該当はエと思われます。 現地確認につきましては、押川委員さんと高橋推進委員さんをお願いしました。 ご質問はございませんか。
中平会長	事務局からのご報告が終わりました。 現地確認の委員さんからも特にご意見は無いようですので、皆さんの方から何かご意見はございませんか。 第2号議案 非農地証明願いの件についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 有難うございました。以上をもちまして本日の議案は終了しました。 事務局からその他の件で何か有りませんか。
事務局	次回の日程を決めさせて頂きたいと思います。 次回は3月28日午前9時からお願いします。
中平会長	他にございませんか。 無いようですので以上で2月の農業委員会定例会を終了します。 大変熱心にご審議頂き有難うございました。 本日は暖かい日ですが来週は寒くなる予報です。 三寒四温を繰り返しながら春が訪れるといった状況で有ると思います。 どうか皆様もお体に気を付けてご活躍頂きますようお願い申し上げまして本日の会を終了いたします。有難うございました。
	議事録署名 エ田 和弘 谷川 恵美